

甲州市は省エネエアコン購入者に 最大5万円を支給します！

- この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。
- ご家庭における物価高騰対策、CO₂排出削減、熱中症対策などを目的とした補助事業です。
受付は予算額に達した段階で終了となります

申請期間
令和7年 12/25(木) ▼
令和8年 3/3(火) 必着

【注意】同趣旨の制度による、他の補助金との併用はできません

▶ 対象の省エネエアコンとは… (注1)

経済産業省が定める統一省エネラベル(右図)の多段階評価2.0以上、または
2027年度基準における省エネ基準達成率100%以上の一般家庭用のエアコン

申請前・購入前に必ずご確認ください

詳しくは検索！⇒ 省エネ型製品情報サイト
(<https://seihinjyoho.go.jp>)



▶ 補助対象世帯 すべての項目に該当する世帯

1. 令和7年4月1日以降に新品の省エネエアコン (注1) を購入し、自らが居住する市内住宅に設置を完了させた方 (買替えを含む)
2. 申請日において、甲州市に住所を有する世帯主の方
3. 申請日において、世帯全員に市税の滞納が無い世帯
1つの住宅に対し申請は1台となります(アパート・一軒貸家も対象)

補助金のお申し込みはWEBサイトから ▶▶▶



電子申請による手続きが簡単・便利です。

窓口での混雑を避けるため、ぜひご利用ください。

補助金額と申請方法の詳細は裏面をご覧ください ▶▶▶

▶ 補助金額

本体価格(税抜)と標準取付工事費の**2分の1(上限4万円)**

※下取り金額が発生している場合は、下取り後の金額を適用し、撤去費用は含みません。



次の加算要件を満たした場合は**1万円**が加算され**最大で5万円**

①

令和7年度
住民税非課税
世帯

②

65歳以上または
18歳以下の世帯
員がいる世帯

③

エアコンを
1台も所有して
いない世帯

④

市内店舗で
省エネエアコン
を購入

①～④のいずれかに該当すれば **10,000円**を加算

▶ 申請方法 省エネエアコンを設置後・・・

申込サイト



■電子申請（やまなしくらしねっと電子申請サービスから）

■申請書及び必要書類の提出または郵送（甲州市塩山上於曾1085番地1）

提出先 環境課(本庁舎1階3番窓口)・勝沼支所・大和支所

詳細情報は市ホームページを参照 →

市ホームページ



【申請受付期間】令和7年12月25日(木)～令和8年3月3日(火) 【必着】

▶ 申請に必要な書類

申請書兼実績報告書に以下の書類を添付してください。

①省エネエアコン購入経費が確認できる書類（領収書の写し）

※領収書が無い場合は購入が証明できるもの（販売店の証明書など）

②省エネエアコンであることが確認できる書類（保証書の写し）

③省エネエアコン設置状況（室内機・室外機）の写真

※加算要件③に該当する場合は設置前、設置後の建物全体（4面）の写真

④振込先の口座情報がわかるものの写し（通帳、キャッシュカード等）

⑤その他必要と認める書類

※申請書の裏面に記載された、住民基本台帳並びに市税納税状況、非課税世帯の調査を市が行うことに対意いただけない場合は、以下の書類が必要です。

➢世帯主が分かる住民票、非課税証明書、市税完納証明書

※必要に応じて現地調査を行います。

本事業は、予算額に達した段階で受付を終了いたします